別添３－１

消防法施行令別表第１（６）項における用途判定指針

第１　消防法施行令別表第１（６）項イに係る用途判定指針

用途の判定において規則第５条第３項第１号に規定する「病床数」とは、入院患者の受け入れに係る実態ではなく医療法（昭和２３年法律第２０５号。以下同じ。）第７条に規定する許可（届出）病床数をいうものであるため、医療機能情報提供制度（以下「医療情報ネット」という。）又は必要に応じ医療部局に確認を行う等、適切な用途判定を行うこと。

１　取扱い上の留意事項

⑴ 用途の判定にあたっては、令別表第１及び本指針の他、総務省消防庁通知（以下「消防庁通知」という。）を参考にすること。

⑵　（６）項イ⑴に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については次によること。（「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成２７年３月２７日付け消防予第１３０号。以下「１３０号通知」という。）１、（１））

ア　規則第５条第３項に規定する「体制」とは、同項第１号による職員の総数の要件及び第２号による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものであること。

（例）病床数が６０の場合、職員の総数が５人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が２人以上である体制をいう。

イ　規則第５条第３項第１号に規定する「職員の数」とは、一日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。

なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。

ウ　規則第５条第３項第１号及び第２号に規定する「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、準看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。

なお、委託により警備に従事させる警備員は含まないものであるが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な防災センター職員は含むことができるものであること。

エ　規則第５条第３項２号に規定する「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第２３条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。

⑶　（６）項イ⑴及び⑵に規定する特定診療科名については次によること。（１３０号通知１、（２））

ア　特定診療科名（内科、整形外科等）以外の診療科名については、規則第５条第第４項第１号及び第３号に規定する１３診療科名のほか、同項第２号及び第４号の規定により１３診療科名と医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号。以下同じ。）第３条の２第

１項第１号ハ⑴から⑷までに定める事項を組み合わせた名称も該当すること。（組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）

ただし、医療法施行令第３条の２第１項第１号ハ⑴に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ⑶に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当するものであり、同号ハ⑴及び⑶に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わされたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱うこと。

イ　医療法施行令の一部を改正する政令（平成２０年政令第３６号）による改正前の医療法施行令第３条の２に規定されていた診療科名のうち、皮膚泌尿器科及び肛門科については、特定診療科名以外の診療科名として取り扱うこと。

ウ　医療法第６条の６第１項の規定に基づき厚生労働大臣の許可を受けた診療科名となる麻酔科にあっては、麻酔科以外の診療科が特定診療科名に該当するか否かをもって、用途の判定を行うものであること。

エ　２以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。

⑷　（６）項イ⑵に規定する「４人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が４以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が４以上であっても、一日平均入院患者数（１年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数（暦日数）で除した値をいう。以下同じ。）が１未満のものにあっては、「４人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱う。（１３０号通知１、（３））

⑸　診療科名、許可病床数、一日平均入院患者数及び病床種別（一般、療養、精神、結核又は感染症）の確認については、医療情報ネットを活用すること。（１３０号通知１、（４））

<table>
<tr><th>６項イ</th><th colspan="3">病院、診療所、助産所</th></tr>
<tr><td>定　　義</td><td colspan="3">１　病院とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第 1 項に定める医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
２　診療所とは、医療法第１条の５第２項に定める医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
３　助産所とは、医療法第２条に定める助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。
なお、助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦 10 人以上の入所施設を有してはならない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">診療所、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、会議室検疫所、隔離所、霊安室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、現金自動支払機室</td><td>臨床研究室</td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">医院、クリニック（美容形成を含む）等</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3">病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、５項ロ又は７項の用途に供するものとして取り扱う。</td></tr>
</table>

第２　令別表第１（６）項ロ又はハに係る用途判定指針

用途の判定に際しては、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容、サービス受給者の要介護等の程度の要件を総合的に判断して次により６項ロ又は６項ハに掲げる防火対象物の用途を判定すること。

１　取扱い上の留意事項

⑴　用途の判定にあたっては、令別表第１及び本指針の他、消防庁通知を参考にすること。

⑵　施設の名称等にとらわれることなく、実態的に使用されている用途を把握して最終的な判断を行うこと。

※建築主、設計者、福祉部局と事前協議を行いサービス内容（形態）、居室の有無、要介護状態等の程度の要件を確認する。☚

⑶　公的機関の認可等を受けていない施設、使用開始から実態的な用途が変更されている施設及び複合的な用途の施設も想定されるため、疑義が生じた場合は福祉部局と協議を行うこと。

⑷　※印のある施設は、サービスの内容（形態）により、（６）項ロ又は（６）項ハに該当となるため、注意を要する。

⑸　「避難が困難な要介護者」とは、規則第５条第３項に規定する区分に該当する者（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７条第１項に定める要介護状態区分３以上の者）をいうものであること。

⑹　「避難が困難な要介護者を主として**入居**させるもの」とは、⑸に掲げる避難が困難な要介護者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。

有料老人ホームのように、介護居室等避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分の定員がある場合は、当該定員の割合が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上であることを目安とすること。（「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成２６年３月１４日付け消防予第８１号。（以下「８１号通知」という。）３.（１））

（補足）**要介護状態**とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。介護を要する度合いによって、要介護１～要介護５の５段階に分けられ、要介護５が最も介護を必要とする状態を意味する。原則として自立又は要支援は該当しない。

⑺　「避難が困難な要介護者を主として**宿泊**させるもの」とは、以下のア及びイの条件に該当することを判断の目安とすること。（８１号通知３.（２））

ア　実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。

なお、常態化とは、過去１年間（宿泊実績を記録した期間が１年未満の場合は、記録を開始した日から立入検査実施までの期間）の宿泊実績のうち、最も宿泊人数の多かった連続３ヶ月間において、月平均５日以上、１泊あたり複数の要介護者（※）の宿泊実績があることをいう。

※　要介護者とは、要介護状態区分１以上の者をいう。

イ　アに掲げる期間の宿泊実績において、宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護

者の延べ人数が全宿泊者の半数以上であること。

⑻　前⑹及び⑺における入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、３ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認すること。（８１号通知３．（３））

⑼　令別表第１（６）項ロ⑴に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、前⑹又は⑺と同様に判断すること。（８１号通知３．（４））

⑽ 有料老人ホームは、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２９条第１項で規定されており、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているか否かに関わらず、食事の提供等の同項に定めるサービスを提供しているものは有料老人ホームとして扱われるものである。（第８１号通知３．（５））

⑾ 「避難が困難な障害者等」とは、規則第５条第５項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第４条第４項に定める障害支援区分４以上の者）をいうものであること。

⑿　一般住宅において、児童一時預かり事業又は家庭的保育事業その他これらに類する事業が行われる場合は、「住居利用型の児童福祉事業に係る消防法令上の取扱いについて」（平成２２年３月３１日付け消防予第１５８号）、「消防法施行令別表第１の取扱いについて」（昭和５０年４月１５日付け消防予第４１号・消防安第４１号。以下「４１号通知」という。）によること。（８１号通知．４）

⒀ 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、⑾に掲げる避難が困難な障害者等が概ね８割を超えることを原則としつつ、障害支援区分の認定を受けていない者にあっては、障害支援区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。（８１号通知．５）

⒁ 通常のマンション等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、令別表第一（５）項ロに該当するものであること。

また、サービス付き高齢者向け住宅等のうち、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には令別表第一（５）項ロ、当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等の福祉サービスの提供が行われているものについては、令別表第一（６）項ロ又はハに該当するものであること。（平成２３年１０月１９日付け事務連絡。以下「サービス付き高齢者向け住宅通知」という。）

⒂ 高齢者専用賃貸住宅等については、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正による「サービス付き高齢者向け住宅」制度の創設に伴い、高齢者専用賃貸住宅等の制度は廃止されたが、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームに移行しない施設については、従前の取扱い（平成２１年３月３１日付け消防予第１３１号１．（３））によること。

⒃ 今後発出される消防庁通知によっては、本指針の一部変更及び追加がありうること。

２　みなし従属の取り扱い

８１号通知６により、４１号通知中、「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」1．（2）に規定する「みなし従属」について、令別表第１（６）項ロに掲げる用途に供される部分は該当しないこととする。

以上のことから、主たる（６）項ハに従たる（６）項ロ部分（床面積の合計が１０％未満かつ３００㎡未満）が存する場合、「みなし従属」することはなく、令別表第１（１６）項イとして取り扱うこととする。

なお、主たる（６）項ロに従たる（６）項ハ部分（床面積の合計が１０％未満かつ３００㎡未満）が存する場合は、主たる（６）項ロの「みなし従属」として取り扱うことができる。

３　通所と入所が混在する施設の取り扱い

（６）項ロと（６）項ハが混在するものについては、令別表第１（１６）項イとして取り扱うこととする。ただし、（６）項ロの入所者等が（６）項ハを定期的又は継続的に利用するような形態で、それぞれの施設が運営上、単体の施設として成り立たない場合は、全体を令別表第１（６）項ロとして、単体として成り立つ場合は、複合用途として取り扱うこととする。

＜例１＞

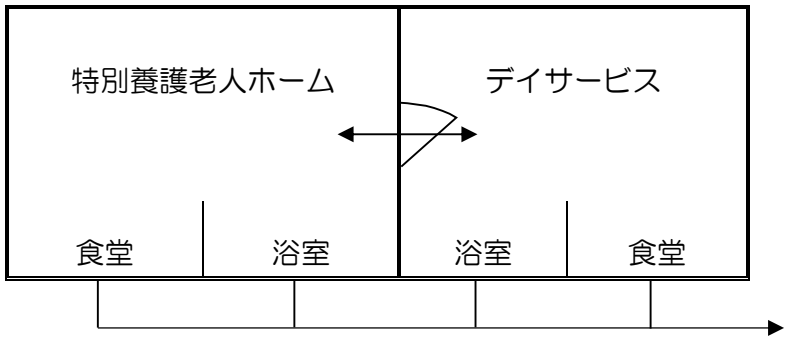

特別養護老人ホーム（６）項ロ
デイサービス　　（６）項ハ
全体　（１６）項イ

＜例２＞

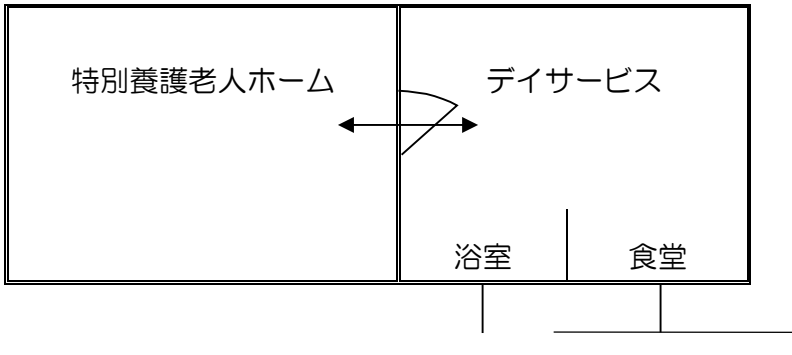

特別養護老人ホーム（６）項ロ
デイサービス　　（６）項ハ
全体　（６）項ロ
※　特別養護老人ホームの併設として取り扱う。

４　（６）項ロの判定指針

（１）令別表第１、（６）項ロ（１）に定める施設

１「老人短期入所施設」

サービスの種類：指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護（介護保険法、指定通知書）

６５歳以上の者で、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受ける事が一時的に困難となった者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護利用者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設。（老人福祉法第２０条の３）

２「養護老人ホーム」

サービスの種類：養護老人ホーム（老人福祉法、許可証）

６５歳以上の者で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設。（老人福祉法第２０条の４）

３「特別養護老人ホーム」

サービスの種類：介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法、指定通知書）

：特別養護老人ホーム（老人福祉法、許可証）

◎当該施設は介護保険法に基づく指定通知書と老人福祉法に基づく許可証を所有している.

６５歳以上の者で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは介護福祉施設サービス利用者を入所させ、養護することを目的とする施設。（老人福祉法第２０条の５）

４「軽費老人ホーム※」（避難が困難な要介護者を主として**入居**させるものに限る。）

サービスの種類：軽費老人ホーム・ケアハウス（社会福祉法、受理書又は許可書）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）（老人福祉法第２０条の６）

・軽費老人ホーム（Ａ型）

利用者の資産等が基本利用料の２倍以下で、身寄りが無く、家庭の事情等で家族と同居できない者を対象とする。

・軽費老人ホーム（Ｂ型）

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難で、自炊できる程度の健康状態の者を対象とする。（自炊を原則とする。）

・軽費老人ホーム（ケアハウス）

自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な高齢者を対象とする。

５「有料老人ホーム※」（避難が困難な要介護者を主として**入居**させるものに限る。）

サービスの種類：有料老人ホーム（老人福祉法、受理書）

施設の類型：介護付・住宅型・健康型

◎「介護付」には、介護保険法に基づく特定施設入所者生活介護若しくは介護予防特定施設入所者生活介護の指定通知書（県）又は地域密着型特定施設入所者生活介護の指定通知書（市）もある。

老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。（老人福祉法第２９条）

・介護付有料老人ホーム（一般型・外部サービス型）

設備、人員、運営が法令で満たされている、介護保険法の規定による特定施設入所者生活介護施設若しくは介護予防特定施設入所者生活介護施設又は地域密着型特定施設入所者生活介護施設の指定事業所が運営する。また、介護スタッフが配置されているため、入居者が要介護状態でも介護サービスを受ける事ことができる施設。

（補足）同施設以外は有料老人ホームの前に「介護付」の文言を冠してはならない.

・住宅型有料老人ホーム

特定施設入所者生活介護の指定を受けておらず、入居者が要介護状態になった場合、介護スタッフが配置されていないため、外部（介護訪問）から介護サービスを受ける施設。

・健康型有料老人ホーム

食事等、日常生活上必要なサービスを提供する。介護が必要となった場合、契約を解除し退去しなければならない施設。

（補足）事実上住宅型若しくは健康型の有料ホームであるが、老人福祉法第 29 条に基づく届を行なっていない施設もある。

６「介護老人保健施設」

サービスの種類：介護老人保健施設（介護保険法、指定通知書）

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。（介護保険法第８条第２６項）

７「老人福祉法第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業を行う施設」

サービスの種類：短期入所生活介護（介護保険法、指定通知書）

：介護予防短期入所生活介護（介護保険法、指定通知書）

６５歳以上の者で、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難な者又は介護保険法に規定による短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護利用者を特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設に短期間入所させ、養護する事業。（老人福祉法第５条の２第４項）

8「老人福祉法第５条の２第第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※」（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）

サービスの種類：小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法、指定通知書）

老人につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業をいう。（老人福祉法第５条の２第５項）

9「老人福祉法第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設」

サービスの種類：認知症対応型共同生活介護（介護保険法、指定通知書）

：介護予防認知症対応型共同生活介護（介護保険法、指定通知書）

６５歳以上の者で、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く.）又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護利用者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業。（老人福祉法第５条の２第６項）

10「その他これらに類するもの※」（避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるものに限る。）

業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（６）項イに掲げるものを除く。）

①「サービス付き高齢者向け住宅※」

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第３６号）」によって定められた賃貸住宅又は有料老人ホームで、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に適合するものとして都道府県知事、政令市、中核市の登録を受けたもの。

サービスについては、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。

※１【「共用スペース」の取り扱いについて】

サービス付き高齢者向け住宅通知中の「共用スペース」とは、建物内において、利用者が限られない全ての部分のことであり、サービス付き高齢者向け住宅の入居者が外部事業者と個別に契約し、特定の入居者のみが利用する部分は「共用スペース」には該当しない。

※２【「入浴や食事の提供等の福祉サービス」について】

サービス付き高齢者向け住宅通知中の「入浴や食事の提供等の福祉サービス」とは、サービス付き高齢者向け住宅を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により提供される福祉サービスのことであり、サービス付き高齢者向け住宅の入居者が外部事業者と個別に契約し、特定の入居者のみが利用する場合は、当該通知中の「福祉サービス」には該当しない。

また、「福祉サービス」とは、入居者が他者の介添え等を伴い提供を受けるサービスのことであり、入居者自身が他者の介添え等なしに提供を受けるサービスは「福祉サービス」には該当しない。

②「高齢者向けケア付き住宅※」
　「ケア付き高齢者住宅」、「介護マンション」、「ケア付きマンション」、「ケア付き高齢者マンション」等とも呼ばれ、６０歳以上程度の自立者又は軽度の要介護者を対象にしており、建物は設計や仕様等について一定の基準をクリアしたケア付きバリアフリー住宅となっているが、「高齢者ケア付き住宅」についての明確な定義がないため、各施設によって提供されるサービスが異なる。
③「宅老所※」
老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、提供されるサービスは、法律上の定義がないためか各宅老所によって異なるが、日中はデイサービス、夜間は必要に応じてショートステイに類似したサービスに加えて、運営者独自の発想によるサービス提供がなされているところが多い。１事業所の登録者数は２５名程度、１日あたりの通いの利用者は１５名程度、泊まりの利用者は５～９名程度が上限。
④「お泊りデイサービス※」
　介護保険法に基づいた通所介護事業サービスに加えて、その利用者を対象に夜間に介護保険適用外の宿泊サービスを提供する事業形態を有する施設をいう。
　なお、お泊りデイサービスは介護保険法適用外の自主事業であるため、国において人員、設備及び運営に関する基準は定められていない。
⑤「介護保険法上の複合型サービスを行う施設※」
　通所を中心に訪問介護や泊まりのサービスを組み合わせて、食事や入浴、機能訓練などの複数のサービスを受けることができるほか、看護師などが家庭を訪問して行う、療養上の世話や診療の補助などを受けることができる施設をいう。現在は「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」の組み合わせが提供可能なサービスとして認められており、各自治体において人員、設備及び運営に関する基準に関する条例が定めている。

（２）令別表第１、（６）項ロ（２）に定める施設

「救護施設」

　身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。（生活保護法第３８条第２項）

（３）令別表第１、（６）項ロ（３）に定める施設

「乳児院」

　乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね２歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする施設。（児童福祉法第３７条）

（４）令別表第１、（６）項ロ（４）に定める施設

「障害児入所施設」

障害児を入所させて、施設区分に従い、支援を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第４２条）

・福祉型障害児入所施設

障害児の保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を目的とする施設。

・医療型障害児入所施設

障害児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を目的とする施設。

（５）令別表第１、（６）項ロ（５）に定める施設

１「障害者支援施設※」（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。（障害者総合支援法第５条第１１項）

◎施設入所支援とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をすること。

２「障害者総合支援法第５条第８項に規定する短期入所若しくは同条第１７項に規定する共同生活援助を行う施設※」（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）

①「短期入所※」

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（障害者総合支援法第５条第８項）

②「共同生活援助※」

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。（障害者総合支援法第５条第１７項）

６項ロ主従関係

<table>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>売店、浴室</td><td></td></tr>
</table>

５　（６）項ハの判定指針

（１）令別表第１、（６）項ハ（１）に定める施設

１「老人デイサービスセンター」

サービスの種類：通所介護・介護予防通所介護（介護保険法、指定通知書）

：認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法、指定通知書）

65 歳以上の者で、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定により通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護利用者（その者を現に養護するものを含む。）を通わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練及び介護方法の指導等便宜を提供することを目的とする施設（老人福祉法第２０条の２の２）

２「軽費老人ホーム※」（避難が困難な要介護者を主として入所させるものを除く。）

サービスの種類：軽費老人ホーム・ケアハウス（社会福祉法、受理書又は許可書）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。（老人ディサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）（老人福祉法第２０条の６）

・軽費老人ホーム（Ａ型）

利用者の資産等が基本利用料の２倍以下で、身寄りが無く、家庭の事情等で家族と同居できない者を対象とする。

・軽費老人ホーム（Ｂ型）

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難で、自炊できる程度の健康状態の者を対象とする。（自炊を原則とする。）

・軽費老人ホーム（ケアハウス）

自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な高齢者を対象とする。

３「老人福祉センター」

サービスの種類：老人福祉センター（社会福祉法、受理書）

無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。（老人福祉法第２０条の７）

・老人福祉センター（特Ａ型）

・老人福祉センター（Ａ型・Ｂ型）

・老人福祉施設付設作業所

老人の多年にわたる経験と知識を生かし、その希望と能力に応じた作業等社会的行動を行う場所を提供し、もって老人の心身の健康と生きがいの増進を図ることを、目的とし、地方公共団体又は社会福祉法人が老人福祉施設に付設して設置する施設。

４「老人介護支援センター」

サービスの種類：老人介護支援センター（老人福祉法、受理書）

老人福祉に関する専門的な情報提供、相談、指導や居宅介護を受ける老人とその養護者などと老人福祉事業者との間の連絡調整、その他援助を総合的に行うことを目的とする施設。（老人福祉法第２０条の７の２）

５「有料老人ホーム※」（避難が困難な要介護者を主として入所させるものを除く。）

サービス種類：有料老人ホーム　（老人福祉法、受理書）

施設の類型：介護付・住宅型・健康型

◎「介護付」には、介護保険法に基づく特定施設入所者生活介護若しくは介護予防特定施設入所者生活介護の指定通知書（県）又は地域密着型特定施設入所者生活介護の指定通知書（市）もある。

老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。（老人福祉法第２９条）

・介護付有料老人ホーム（一般型・外部サービス型）

設備、人員、運営が法令で満たされている、介護保険法の規定による特定施設入所者生活介護施設若しくは介護予防特定施設入所者生活介護施設又は地域密着型特定施設入所者生活介護施設の指定事業所が運営する。また、介護スタッフが配置されているため、入居者が要介護状態でも介護サービスを受けることができる施設。

（補足）同施設以外は有料老人ホームの前に「介護付」の文言を冠してはならない.

・住宅型有料老人ホーム

特定施設入所者生活介護の指定を受けておらず、入居者が要介護状態になった場合、介護スタッフが配置されていないため、外部（介護訪問）から介護サービスを受ける施設。

・健康型有料老人ホーム

食事等、日常生活上必要なサービスを提供する。介護が必要となった場合、契約を解除し退去しなければならない施設。

（補足）　事実上住宅型若しくは健康型の有料ホームであるが、老人福祉法第 29 条に基づく届を行なっていない施設もある。

６「老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービス事業を行う施設」

サービスの種類：通所介護・介護予防通所介護（介護保険法、指定通知書）

：認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法、指定通知書）

老人を通わせ、入浴、排せつ、食事の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する事業をいう。（老人福祉法第５条の２第３項）

７「老人福祉法第５条の２第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※」（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものを除く。）

サービスの種類：小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法、指定通知書）

老人につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業をいう。（老人福祉法第５条の２第５項）

８「その他これらに類するもの※」（避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるものを除く。）

老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（６）項イに掲げるものを除く。）

①「サービス付き高齢者向け住宅※」

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第３６号）」によって定められた賃貸住宅又は有料老人ホームで、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に適合するものとして都道府県知事、政令市、中核市の登録を受けたもの。

サービスについては、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。

※１【「共用スペース」の取り扱いについて】

サービス付き高齢者向け住宅通知中の「共用スペース」とは、建物内において、利用者が限られない全ての部分のことであり、サービス付き高齢者向け住宅の入居者が外部事業者と個別に契約し、特定の入居者のみが利用する部分は「共用スペース」には該当しない。

※２【「入浴や食事の提供等の福祉サービス」について】

サービス付き高齢者向け住宅通知中の「入浴や食事の提供等の福祉サービス」とは、サービス付き高齢者向け住宅を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により提供される福祉サービスのことであり、サービス付き高齢者向け住宅の入居者が外部事業者と個別に契約し、特定の入居者のみが利用する場合は、当該通知中の「福祉サービス」には該当しない。

また、「福祉サービス」とは、入居者が他者の介添え等を伴い提供を受けるサービスのことであり、入居者自身が他者の介添え等なしに提供を受けるサービスは「福祉サービス」には該当しない。

②「高齢者向けケア付き住宅※」

「ケア付き高齢者住宅」、「介護マンション」、「ケア付きマンション」、「ケア付き高齢者マンション」等とも呼ばれ、６０歳以上程度の自立者又は軽度の要介護者を対象にしており、建物は設計や仕様等について一定の基準をクリアしたケア付きバリアフリー住宅となっているが、「高齢者ケア付き住宅」についての明確な定義がないため、各施設によって提供されるサービスが異なる。

③「宅老所※」
　老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、提供されるサービスは、法律上の定義がないためか各宅老所によって異なるが、日中はデイサービス、夜間は必要に応じてショートステイに類似したサービスに加えて、運営者独自の発想によるサービス提供がなされているところが多い。１事業所の登録者数は２５名程度、１日あたりの通いの利用者は１５名程度、泊まりの利用者は５～９名程度が上限。
④「お泊りデイサービス※」
　介護保険法に基づいた通所介護事業サービスに加えて、その利用者を対象に夜間に介護保険適用外の宿泊サービスを提供する事業形態を有する施設をいう。
なお、お泊りデイサービスは介護保険法適用外の自主事業であるため、国において人員、設備及び運営に関する基準は定められていない。
⑤「介護保険法上の複合型サービスを行う施設※」
　通所を中心に訪問介護や泊まりのサービスを組み合わせて、食事や入浴、機能訓練などの複数のサービスを受けることができるほか、看護師などが家庭を訪問して行う、療養上の世話や診療の補助などを受けることができる施設をいう。現在は「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」の組み合わせが提供可能なサービスとして認められており、各自治体において人員、設備及び運営に関する基準に関する条例が定めている。

（２）令別表第１、（６）項ハ（２）に定める施設

「更生施設」

　身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。（生活保護法第３８条第３項）

（３）令別表第１、（６）項ハ（３）に定める施設

１「助産施設」

　保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。（児童福祉法３６条）

２「保育所（保育園）、保育所型認定こども園」

①　保育所（保育園）

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設。（児童福祉法３９条）

◎　託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数及び保母数にかかわらず保育所に含まれる。（平成 13 年４月 17 日付け消防予第 127 号）

②　保育所型認定こども園

児童福祉法第３９条に規定する子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満３歳以上の子どもを保育し、かつ、満３歳以上の子どもに対し、学校教育法第２３条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う施設。（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項第２号）

◎　保育所型認定こども園は、原則、本項として取り扱うものであるが、幼稚園機能を有する部分については、当該部分を（６）項ニとして取り扱うことが適当な場合もあることから、実態に応じて判断すること。

３「幼保連携型認定こども園」

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項）

４「児童養護施設」

乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。（児童福祉法４１条）

５「児童自立支援施設」

不良行為をなし、又はするおそれのある児童及び家庭環境等で生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談等を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第４４条）

６「児童家庭支援センター」

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行なうことを目的とする施設。（児童福祉法第４４条の２）

7「児童福祉法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業又は同条第９項に規定する家庭的保育事業を行う施設」

①「児童福祉法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業を行う施設」

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を目的とする施設。（児童福祉法第６条の３第７項）

②「児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業を行う施設」

乳児又は幼児であって、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を目的とする施設。（児童福祉法第６条の３第９項）

8「その他これらに類するもの」

業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（（６）項ロに掲げるものを除く。）

（４）令別表第１、（６）項ハ（４）に定める施設

１「児童発達支援センター」

障害児を日々保護者の下から通わせて、施設区分に従い、支援を提供することを目的とする施設。（児童福祉法４３条）

・福祉型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設

・医療型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行う施設

２「児童心理治療施設」

軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、併せて退所した者について相談、援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第４３条の２）

３「児童福祉法第６条の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う施設」（児童発達支援センターを除く。）

①「児童発達支援」

障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（児童福祉法第６条の２第２項）

②「放課後等デイサービス」

学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。（児童福祉法第６条の２第４項）

（５）令別表第１、（６）項ハ（５）に定める施設

１「身体障害者福祉センター」

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設。（身体障害者福祉法第３１条）

２「障害者支援施設※」（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。（障害者総合支援法第５条第１１項）

◎施設入所支援とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援すること。

３「地域活動支援センター」

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設。（障害者総合支援法第５条第２５項）

４「福祉ホーム」

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。（障害者総合支援法第５条第２６項）

５「障害者総合支援法第５条第７項に規定する生活介護、同条第８項に規定する短期入所※、同条第１２項に規定する自立訓練、同条第１３項に規定する就労移行支援、同条第１４項に規定する就労継続支援若しくは同条第１５項に規定する共同生活援助を行う施設※」（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）

①「生活介護」

常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与することをいう。（障害者総合支援法第５条第７項）

②「短期入所※」

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者を入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与することをいう。（障害者総合支援法第５条第８項）

③「自立訓練」

障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与することをいう。（障害者総合支援法第５条第１２項）

④「就労移行支援」

就労を希望する障害者につき、生産活動その他の活動の機会を提供することを通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与することをいう。（障害者総合支援法第５条第１３項）

⑤「就労継続支援」

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を提供することを通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与することをいう。（障害者総合支援法第５条第１４項）

⑥「共同生活援助※」

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他日常生活上の援助を行うことをいう。（障害者総合支援法第５条第１５項）

６項ハ主従関係

<table>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>売店、浴室</td><td></td></tr>
</table>

６　参考資料

⑴　「用途判定新旧対照表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添３－２
⑵　「高齢者福祉施設フローチャート」・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添３―３
⑶　「障害者施設フローチャート」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添３－４
⑷　「サービスの種類による用途判定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添３－５
⑸　「指定通知書の例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添３－６